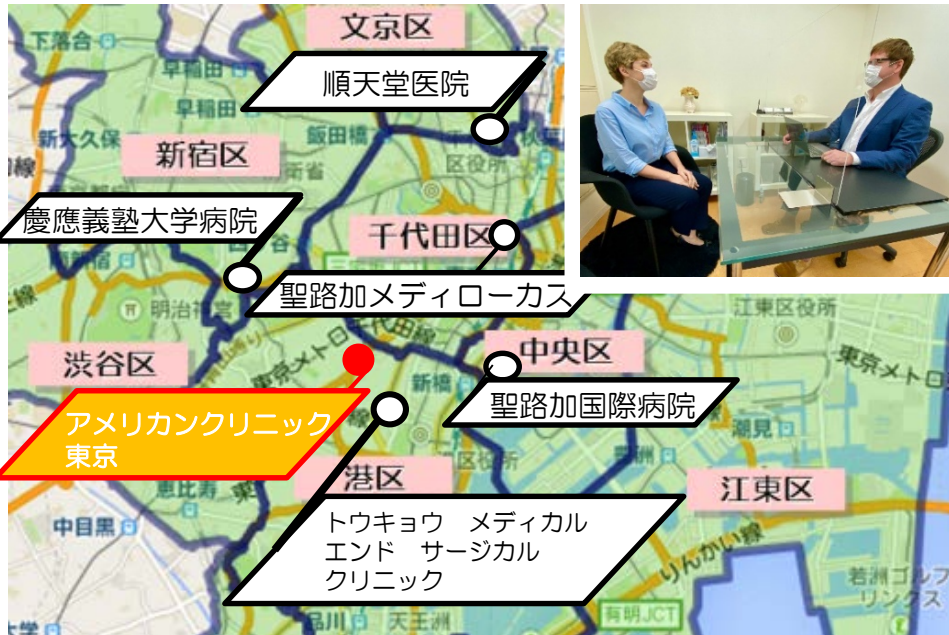


# 第31回東京圏国家戦略特別区域会議 東京都提出資料

- 二国間協定（※）に基づき、英語による日本の医師国家試験に合格した外国医師については、日本国内で外国人に対する診療が可能となるが、医師の人数や診療可能な医療機関に制限がある。  
※ 二国間協定の現在の締結国：イギリス、アメリカ、フランス、シンガポール
- 一方、金融系外国人材等の受入を促進するためには、本人とその家族が英語などの母国語で安心して受診できる医療機関など、外国人が暮らしやすい環境の整備が必要
- 外国医師が診療可能な医療機関を拡大できる国家戦略特区の特例は、金融系外国人材等の生活環境整備に大きく貢献
- 今回、**アメリカンクリニック東京**で勤務予定の**アメリカ人医師 1名**について、本特例を活用



## 今回認定する医療機関

アメリカンクリニック東京（港区）アメリカ人医師1名

## 認定済の医療機関

慶應義塾大学病院（新宿区）

聖路加国際病院（中央区）及び聖路加メディローカス（千代田区）

順天堂大学医学部附属  
順天堂医院（文京区）

トウキョウ メディカル エンド  
サージカル クリニック（港区）

○都市計画法の特例を活用し、国際競争力の強化に資するビジネス・産業支援施設、文化・交流施設等を整備する2つのプロジェクトを推進

## 【内神田一丁目地区】

(三菱地所株式会社)

- アグリ・フード分野のイノベーションを加速させるビジネス・産業支援施設の整備
- 神田エリアと大手町エリアの結節点となる交流広場や日本橋川沿いの賑わいを創出する水辺広場及び船着場の整備



<建物外観イメージ>



<水辺空間イメージ>

## 【東池袋一丁目地区】

(住友不動産株式会社)

- 池袋の多様な文化を発展させ、世界に発信する文化体験施設とイベントホールの整備
- 池袋駅からの連続的な「みどりのプロムナード」の創出と地域の回遊性向上に資する広場や周辺道路の整備



<建物外観イメージ>



<みどりのプロムナードのイメージ>